

令和4年度 守山市教育基本方針

1 はじめに

教育は、人々の多様な個性や能力を開花させ人生を豊かにするものであり、社会全体を一層発展させる基盤であることから、一人ひとりが生涯にわたって自ら学び続け、その成果を社会に生かすことができる生涯学習社会をめざす必要があるとされています。社会情勢があらゆる分野で大きく、速いスピードで変化する現在にあつて、教育を取り巻く環境も年々多様化し厳しさを増しています。また、平成27年には国連において、令和12年を目標とした「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、社会全体で取り組むこととされており、教育とも深いつながりがあります。

そうした中、本市では、令和元年7月に「第2期守山市教育行政大綱」（以下「第2期大綱」という。）を策定しました。第2期大綱では、基本理念を「大地に根を張り、心豊かにたくましく生き抜く人づくり～ふるさとを愛し、未来に実を結ぶ守山の教育～」とし、豊かな自然や文化に恵まれた本市の特性を生かした教育を推進し、人として伸びていくための土台となる根っこを養い、大地に深く根を下ろし、自らの人生をたくましく生き抜く「自立と共生」の資質を備えた、未来を担う心豊かでたくましく生き抜く子どもの育成をめざして取り組んできました。令和3年度は、第2期大綱を基盤として「利他の心」「調和」「つなぐ」の3つを大切なキーワードとして掲げ、教育行政がより一層推進するように努めてきました。

特に、令和4年度は、学校・園では、子どもたちが自分の人生を豊かに切り拓いていく「生きる力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）を重要な柱として、ふるさと守山を愛し、守山から未来にはばたく、心豊かでたくましく生き抜く人づくりに努めます。そのためには、子どもたちが自分自身のことをかけがえのない存在であると感じる自尊感情を高める取組が必要であり、学校・園現場においては、教職員・保育者が子どもたちの声や思いを傾聴し、子ども理解に努め、励ますことで、子どもたちの居場所と活躍の場を保証します。さらに子どもに関わるそれぞれの場面において、家庭や地域、関係機関と連携しながら、たくましい子どもの育成を図るとともに、自尊感情の醸成につなげます。

また、家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化が進む中、子どもの育ちの基礎となる家庭の教育力の向上を図るとともに地域の力を生かした取組により、安心して子育てができる環境を整えます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもたちの学ぶ環境も大きく変化しています。児童生徒が感染予防対策について正しい知識を身につけ、自ら感染のリスクを避ける行動がとれるよう指導を継続する中、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れる

よう取り組みます。

このほか、社会教育による「人づくり」「地域づくり」「絆づくり」を推進するため、生涯学習・教育支援センターや各地区公民館での地域教育学級や各種講座の充実に努めます。社会教育での「学び」の充実を出発点に「まなび・よころび・わかちあい」を基本理念とした生涯学習まちづくりの実現をめざします。また、市民総ぐるみによる青少年の健全育成、読書に親しみ主体的に学べる読書環境の充実、すべての市民が気軽に楽しめる文化・芸術の振興、健康元気なまちをめざし、スポーツの振興に努めます。

また、先人が残した貴重な守山の宝を受け継ぎ、未来へつなぐための文化財の保存・伝承や人権問題に主体的に関わることをめざした人権教育の推進など、教育行政各般にわたり諸事業を展開します。

2 令和4年度各事業の取組

(1) 教育施設の整備について

ア 施設維持管理補修事業の推進

幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とし、安全で安心な教育環境のもとで学習できるように、緊急性の高い施設の整備および修繕等を進め、適正な施設の維持管理に努めます。

イ 施設整備事業等

小中学校施設について、令和2年度に策定した長寿命化計画に基づき、子どもたちの良好な学習環境を維持整備します。とりわけ、建築後の大規模改修が未実施の施設については、長寿命化改修までの間の維持修繕に関する計画を策定します。

また、建築後40年を経過する河西小学校体育館について、長寿命化改修に向けて実施設計に着手します。

(2) 総合教育会議の開催・学校規模適正化について

ア 総合教育会議の開催

「第2期守山市教育行政大綱」に基づき、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一般行政との調和を図りながら、一方で、教育委員会の政治的中立性を確保しつつ教育行政の管理執行に努めます。

令和4年度は、第2期大綱の検証を行い、その結果等を反映した「第3期守山市教育行政大綱」を策定します。

イ 学校規模適正化について

大規模校および児童生徒数の大幅な増加が見込まれる学校については、引き続き今後の宅地開発動向等を踏まえた児童生徒数の推移の把握に努め、良質な教育環境の確保に向けて、学校施設の増改築計画等について検討し、ハード、ソフト両面から必要な対策を講じます。

(3) 学校・園教育について

社会情勢や教育環境の変化に対応しつつ、新しい学校・園教育のあり方を見定め、「生きる力」を育む教育を推進し、心豊かで、たくましく生きる幼児・児童・生徒を育成します。また、校種間の一層の連携を図り創意ある教育活動を展開する中で、地域に開かれ、地域の信頼に応える学校・園教育を推進します。

さらに、地域や保護者との連携を推進し、チーム学校園として学校（園）力の向上に努め、学校・園の教育方針や教育活動の情報を地域に発信し、地域人材の支援を得て、学校と地域社会との強力なパートナーシップのもと、地域の教育力を最大限に生かした教育活動の充実を図ります。一方で近年、異常気象や災害、不審者対応など、子どもの命を脅かす事案が増える中、状況を迅速に保護者や地域に伝達できるよう、メール配信システムやホームページを積極的に活用し、情報共有することで、学校・家庭・地域が一体となって子どもの命を守ります。

幼児教育では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とした教育を展開します。その中で、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めます。

令和元年10月から開始された「幼児教育の無償化」に見合う教育提供がされているか、安心して子どもたちを託せる教育が行われているかなどを日々検証し、就学前のすべての子どもに対して、質の高い幼児教育を保障します。そのため、「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」を基に、平成31年3月に策定した「守山市幼児教育・保育カリキュラム」を市内の幼児教育施設で共有し、実践を重ねながら遊びの質が高まるよう努めます。

初等中等教育（幼、小、中、高）を通じて“育みたい資質・能力”の基礎は幼児期で育むことを常に意識し、さまざまな体験活動を充実させながら豊かな心とたくましく最後までやり抜く力を育みます。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して、子どもたちの学びを読み取り、共有し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

小学校教育では、小学校1から3年生までにおける少人数学級編制や低学年での読み書きチェックの実施等きめ細かな指導を通して、日本語力の向上を図り、基礎学力の定着、学習習慣の確立に努めるとともに、自分の力で課題を解決しようとする力、あきらめないで、最後までねばり強く取り組む力（学ぶ力）の育成に努めます。また、「わかる」「できる」喜びが実感できる授業をめざし、授業改善に努めるとともに、学んだことを整理し新たな課題を見つけ、子どもたちの自ら学ぶ力が育つ「ノート指導」を推進します。

また、学習につまずきを感じている児童を対象に放課後に学習の場を設け、児童の

学習補充を行い、つまずきの解消に努めます。令和4年度は教室での実施だけでなく、各家庭から児童が参加できるオンライン開催について検討し、きめ細やかな放課後学習の推進に努めます。

市内の保育園・こども園および幼稚園の5歳児から小学校2年生までの児童を対象として、ハローイングリッシュプロジェクトにより、国際理解教育および英語教育の充実を図り、グローバル化に適応できる教育を進めます。さらに、情操教育の一環として、小学校3年生を対象とした、びわ湖ホール声楽アンサンブルによるオペラ鑑賞、小学校4年生を対象とした佐川美術館での作品鑑賞や砂絵体験教室、小学5年生を対象とした芸術家による芸術体験教室を実施し、本物に出会う体験学習の機会を創出します。

また、「中1ギャップ」を軽減し、スムーズな小中接続を実現するために、市内すべての小学校において、各校の実態に応じて高学年教科担任制の推進に取り組みます。

加えて、特別活動や教科を含めた話し合い活動の充実を図ることで、「第2期大綱」の见えない学力のひとつである人間関係を築く力を育成します。

さらに、子ども自身のエンパワーメントを高める取組としてメンタルヘルス予防教育プログラムを導入し、子どもの生きる力の向上に、より一層注力していきます。

中学校教育では、生徒の心身の発達段階や特性を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通し、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開する中で、生徒の学ぶ力を育みます。そのために、基礎的・基本的な知識および技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育みます。あわせて主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。特に幼少期から実践を重ねてきた英語コミュニケーション能力を検証するとともに、AIドリルを活用した英語学習により、生徒の英語力の向上と学習意欲の高揚を図ります。

また、学級活動や生徒会活動、部活動、さらには、学びの場として「SOSの出し方教育」や「いのちの大切さを学ぶ教育」を取り入れるほか、客観的に子どもの心身の健康状態を評価できる調査を導入し、自らSOSを出しにくい子どもたちの発見に努め、その調査から見える子どもたちへの支援を学校だけでなく関係機関と連携して進めます。

加えて、将来を通じて、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことは大切です。社会的・職業的自立に向けて必要な資質能力を身につけていくために「中学生チャレンジウィーク」をはじめとする体験的な活動を推進するとともに、児童生徒が学校生活を振り返り、自らの成長や将来の目標を記録する「キャリアパスポート」を活用し、主体的に進路選択に活かせる、キャリア教育の充実を図ります。

小中学校における環境学習では、もりやまエコパーク交流拠点施設や環境センター等と連携してのフィールドワークや工作等の体験を組み込み、充実した環境学習を実

施します。

また、守山小学校が発祥の地であり、令和4年度に100周年を迎える青少年赤十字（JRC）の態度目標「気づき・考え・実行する」を各校園で具現化に取り組み、全国大会の発表に向けて支援に努めます。

コンピュータをはじめとするICT機器や情報技術が急激な進展を遂げており、情報活用能力の育成が重要です。GIGAスクール構想の実現に向けて、令和2年度に整備された1人1台の学習用端末や大型ディスプレイ等のICT機器を活用し、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できるよう授業改善に取り組み、有識者を招いての研究会を開催するなど、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを得られるよう研修と啓発を行います。あわせて、AIドリルを活用し、児童生徒の基礎学力の定着を図るとともに、児童生徒が自身の学びを振り返り、学ぶ力を身につけていくことができるよう取組を推進します。また、スマートフォンやSNSが子どもたちの生活に急速に普及する現状を踏まえ、情報モラルについて、家庭や地域と連携し進めます。

生徒指導においては、道徳教育や自然体験学習、福祉教育、社会体験学習等を充実し、思いやりのある豊かな心を育みます。あわせて、教育活動全体を通して、互いに共感しあえる人間関係を育成するとともに、他人の存在を認めながら自分が必要とされていると思える「自己有用感」や自己の能力を最大限に発揮して成長していく「自己実現」を実感できる生徒指導の推進に努めます。

加えて、いじめ問題、虐待事案や不登校などの要因が多様化、複雑化している状況であることから、必要な支援が必要な時に受けられるよう、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置します。とりわけ、家庭に課題を抱える児童生徒への支援に関しては、スクールソーシャルワーカー（SSW）の弾力的な配置を行うとともに、重層的な支援が受けられるよう相談体制を充実します。また、県ではLINEを活用した相談が行われており、市においても1人1台端末を利用した相談機会の拡充を図り、気軽に誰かに相談できる体制を整備していくことで、学校教育活動全体を通して、自分自身をかけがえのない存在として捉える自尊感情の育成に一層取り組みます。

特に「いじめは人権侵害である」ことをしっかりと理解し、いじめを許さない学校園づくりを進めます。いじめ問題については、守山市いじめ防止基本方針をもとに、未然防止と早期対応を図るため、教員研修や児童生徒アンケートの充実および情報モラルの育成に努めます。

特別支援教育においては、支援の必要な幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別支援計画の作成を通して、自立と社会参加の力を育むための支援を計画的、継続的に推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築・充実に向けた取組を推進します。

また、現代社会において、社会的格差は大きな課題であり、経済格差がそのまま教

育格差につながるとも言われています。そこで、経済的理由により就学困難な児童生徒および特別支援学級に在籍する保護者に対して学習上必要な費用の一部を援助し、義務教育が円滑に受けられるよう奨励しています。さらには、高等学校や大学等への修学に必要な学費の一部を奨学金として貸与する貸与型奨学金に加え、令和4年度から卒業後、守山市内に居住することで、貸与していた奨学金の返還を免除する「返還免除型奨学金」を新たに創設し、未来を担う人材育成と教育の機会均等を図ります。健康安全教育（保健・給食・安全）においては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する中、安全で衛生的な学校環境づくりに努めます。

また、心身の健康の保持増進を図るため、運動に親しむ習慣を育て体力の向上に努めるとともに、現代の健康課題に対応した指導を行い、「早寝、早起き、朝ごはん」運動や食育を推進し基本的な生活習慣の育成に努め、部活動や体育の授業を通してあきらめないで最後までやりぬく力を育成する取組を推進します。

小・中学校給食については、「学校生活9年間において、子どもたちが健やかに成長し、「食」の大切さを育む、おいしい、温かい学校給食の提供」をめざし、引き続き取り組みます。特に食育については、モリヤマメロン、湖魚等の地場産物を積極的に提供することを通じて、地域の生産者の方々に感謝し、地域の産物や歴史等の食文化への理解を図るとともに、カルシウム、鉄分その他成長期の身体づくりに必要な栄養素をバランスよく摂取することの大切さを学ぶ等、給食を通じた食育を推進します。

また、中学校給食については、守山中学校、守山北中学校および明富中学校にて令和4年9月から提供を開始します。先行する守山南中学校の給食の実施状況について教職員による視察等を行う中、アレルギー対応や給食指導の実施等その他中学校給食の開始に向けた取組を進めます。中学校給食においても、小学校において培ってきた自校給食の良さを継承し、生徒の状況に寄り添ったきめ細やかな対応等に努めます。

こうしたさまざまな課題にしっかりと取り組んでいくとともに、教職員については、教育に対する使命と責任を自覚し、自己の資質・能力や意欲の向上継続をめざし、適切な指導・研修を実施します。また、校種間の連携による交流研修や各種の専門研修に努め、市民に信頼される学校・園づくりを推進します。特に、教職経験の浅い教員に対しては、個別に教員支援アドバイザーによるきめ細やかな指導を実施し、資質・能力の向上に取り組みます。

また、学校園における働き方について、国や県の方針を受け、市としての方針を示し、実感を伴った働き方改革を進めます。部活動指導のあり方についても、生徒にとって望ましい環境を構築する観点と働き方改革の観点から、「勤務時間の上限に関するガイドライン」をもとに進めます。

(4) 教育研究について

教育の今日的課題に対応する研究・研修事業や、郷土理解につながる講座を実施す

るとともに、教育相談活動・適応指導教室を中心とした不登校・学校不適応に対する支援活動を推進します。

研究事業では、教育に関する調査研究・指導力向上に関する研究に取り組みます。

また、研修事業では、オンライン等を活用し、教育現場のニーズや新学習指導要領に対応した講座として、授業改善研修講座、特別支援・教育相談研修講座、小中学校外国語教育研修講座、幼児教育研修講座等を開催します。また、小学校英語教育推進員を中心に、小学校英語教育の推進を図るとともに、「特別活動」教育推進員を中心に守山市生徒会サミットの充実に取り組みます。

さらに、教員の指定研修として、守山市初任者教諭および守山市中堅教諭資質向上研修を実施します。また、一般市民や教育関係者を対象に、守山への理解を深め郷土愛を育てる“郷土守山に学ぶ研修講座”を開催します。

教育相談活動では、いじめや不登校をはじめ、コロナ禍で生じた新たな悩みや子育ての悩みなどについて、保護者や子どもを対象に面接相談・電話相談を行います。また、学校不適応を起こしているもしくはそのおそれのある児童生徒に対し、早期発見、早期対応を目的に、市内小中学校との連携を深めます。

また、適応指導教室「くすのき教室」では、不登校、学校不適応児童生徒に対して、学校、家庭および他の関係機関との連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向け、個々の実情にあった支援や指導を行います。

(5) 社会教育・生涯学習について

社会教育は、全ての市民が、あらゆる機会を通じてお互いに広く学び合う場であり、その目標とするところは、①住民のもつ資質や能力を高める「人づくり」、②その力を地域社会に活かし、地域の課題解決や地域の活性化をめざす「地域づくり」、③それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」です。

また、社会教育は、まちづくりの出発点であるとの認識のもと、社会教育活動の推進と、まちづくり推進会議などの市民主体のまちづくり活動の支援とともに、令和4年3月に策定した「第5次守山市社会教育・生涯学習まちづくり基本計画」に基づく、社会教育による生涯学習まちづくりを推進します。

「人づくり」においては、すべての教育の出発点である家庭教育の充実に努めるため、こどもの育ち連携のもとに子育て親育ち支援に努めます。さらに、公民館では親子ほっとステーション、自治会単位では遊友ホリデークラブを開設し、地域全体で子育てを支援します。また、良好な社会環境づくりに貢献いただいている市民主体の地域活動を引き続き支援するとともに、家庭、学校・園、地域と連携し、「地域ぐるみで子どもを育てる意識」の醸成と子どもたちの「生きる力」を育む多様な体験活動や交流の機会の充実に努め、青少年の健全育成を推進します。

「地域づくり」、「絆づくり」においては、将来のコミュニティのあり方を見据え、

地域活動の担い手の育成や新たな担い手の発掘などに重点的に取り組みます。併せて、市民の学び、生涯学習の拠点となる公民館や生涯学習・教育支援センター（エルセンター）、図書館などの有機的連携による学びの場の充実に努めるとともに、自分のための学びや地域・社会のための学びの成果が地域社会や地域の課題解決に活かされ、コミュニティの活性化や地域の「つながり」の再構築に結びつくよう取組を進めます。

青年層の育成では、「どろんこバレー」や「サンタ企画」、「子ども向けの体験イベント」などの活動を行う「もりやま青年団」をはじめ、将来の守山のまちづくりを担える若者の育成に努めます。

子どもたちの読書活動の推進では、「子ども読書活動推進計画第3次計画」に基づき、これまでの成果を発展させ、今後さらに子どもの読書環境が充実するよう、市立図書館をはじめ学校・園等と連携し、各種取組を推進します。

(6) 図書館機能の充実について

図書館は、市民の知る権利を保障し、誰もが等しく知識、情報を得ることができ、学習を支え、人々が幸せに暮らせるよう支援する社会教育施設であり、学んだことを活かし表現する文化施設でもあります。「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」をコンセプトに、人と本との出会いを創出し、本を通して人と人がつながる場となることをめざします。

また、市民の皆様が読書を通して豊かな生活、人生を送ることができるよう、より広く深く読書に関わることができる「読書日本一のまちづくり」に取り組むため、図書館を中心に読書活動を推進し、「本が好き」、「本を読みたい」と思える出会いやきっかけを大切にし、様々な取組を推進します。

子どもたちの読書意欲の高揚に向けては、絵本の読み聞かせをはじめ、児童書に関する講座やイベントを開催するとともに、親子ほっとステーション、子育てサロンおよび地域子ども文庫等での出前お話し会、学校での出前ブックトークなどを通して子どもたちの読書活動を推進します。

中高生に対しては、図書館サポート隊に参加している中高生サポーターによるお薦め本のポップ作成等を通して、中高生がより本を身近に感じられ、読書意欲を喚起する取組を推進するとともに、館主催行事では、中高生サポーターのアイデアを活かした同年代の感性で本を紹介し、本との出会いを創出します。

小中学校の読書環境の充実に向けては、中学校4校、小学校9校に図書館から学校司書を派遣し、図書整備や、図書を活用した授業支援、絵本の読み聞かせ等を行い、学校図書館の利用促進を図るとともに、レイアウトの工夫や、展示、飾り付け等を通して、居心地のよい空間づくりに取り組みます。今年度も児童生徒と本とを結びつける活動に重点を置き、図書館と学校司書との連携により、児童生徒の読書意欲の高揚に努めます。

多くの市民に本や読書の楽しさを知っていただくため、専門講座や講演会の開催をはじめ、図書館として魅力ある蔵書、貸出およびレファレンス、読書相談の充実に努めます。

新型コロナウイルス感染症対策による新しい生活様式に対応すべく、ICT 機器を活用した図書館サポート隊との協働による「おはなし会」などの配信、ホームページ・Instagramを活用した読書案内等、情報発信の強化に努める中、コロナ禍においても本や図書館を身近に感じ、読書を楽しんでもらえるよう取り組みます。

さらに令和4年度は、速野会館等の敷地内に図書館法に規定する図書館としての図書機能を整備します。この施設は、北部地域にお住いの皆様、とりわけ乳幼児とその保護者および高齢者の皆様に多く利用していただき、ひいては市全体の読書環境の充実を図るとともに、地域全体の活性化と住民交流に資する施設として、令和5年度のオープンをめざして取り組みます。

これらの事業展開により、本を手に取りやすく、読みやすい読書環境の醸成、市民からの多種多様な読書要求に応えられるよう本等を配架し、魅力ある図書館運営と機能の充実に取り組みます。

(7) 文化・芸術の振興について

子どもから高齢者まで誰もが気軽に文化・芸術に親しみ、参加できる機会を設けることで、「文化の香りたかいまち」の実現をめざします。毎年、春に開催しております「ルシオール アート キッズフェスティバル」は、11回目を迎え、テーマを「街を歩けば、音楽に出会う」とし、「自由に外出ができる」「歌が歌える」「歌が聴ける」などの日常が戻ることを期待し、必要な新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、街中に音楽と文化を届けます。これまでの音楽やキッズ向けの音楽や美術ワークショップに加え、プロの音楽家によるキオスクコンサートやマルシェを開催するとともに、With コロナのもとでの開催となることも想定する中、動画配信型体験プログラム「おうちでルシオール」も実施します。

また、市内の小学生には、一流の芸術家を派遣する体験授業や協定を締結している佐川美術館による鑑賞体験などを通じて、子どものうちから芸術に興味を持たせるとともに、守山市文化協会の協力を得る中、日本の伝統文化の伝承に努めます。令和4年度からは、市内4中学校の2年生を対象とした茶道体験を実施し、日本の和の文化や価値観の大切さを学ぶ機会を創出します。

守山市民ホールにおきましては、本市の文化・芸術活動の拠点として、文化・芸術の情報発信や魅力ある舞台芸術の公演、動画配信を充実させるとともに、文化・芸術活動に参加する機会と場の提供を行います。施設については、大ホールと小ホールのトイレの洋式化に続いて、中庭横のトイレや大・小ホール楽屋共用トイレの洋式化工事に着手します。開館から35年余を経過する老朽化した施設全体の改修に向けては、

優先順位を決め財政状況を踏まえる中、改修計画の策定に取り組みます。

また、生涯学習・教育支援センター（エルセンター）における「文化的講座」については、さらなる充実を図り、広く市民に文化・芸術に触れていただく機会の提供に努めます。

(8) スポーツ振興について

令和4年度から「誰もが」、「どこでも」、「いつまでも」運動やスポーツに親しみ「健康元気なまち」をめざす『第3期守山市スポーツ推進計画』がスタートします。主な取組として、子どものスポーツ推進に向けては、ボール遊びができる公園を紹介する「外遊びマップ」を作成すること、成人や高齢者が日常において気軽にできる運動を推進するために、「市内ウォーキングマップ」を作成します。

また、令和7年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、市民運動公園ソフトボール場の整備や、元バレーボール日本代表で守山ふるさと大使でもあります迫田さおりさんによるバレーボール教室を開催し、選手育成・機運醸成に取り組めます。

(9) 文化財の保存・活用について

文化財は守山の歴史や風土を表徴する文化遺産で、市民共有の財産です。このことから、国・県・市指定等の文化財の保護と保存継承ならびに活用を推し進めたうえで、文化財の理解の深化や郷土愛を醸成するための事業を展開します。また、市内に存在する文化財を総合的に保存活用することを目的とする文化財保存活用地域計画は、令和3年12月に国の認定を受けました。今後は計画に則して文化財の保存活用に努めます。

有形文化財では、指定文化財の保存修理や維持管理事業に対して補助や助言を行い、文化財の保存と活用を図ります。大庄屋諏訪家屋敷は、市指定文化財としてその保護に努めるとともに、「市民のみなさまの迎賓館」として位置づけ活用するなど、適正な施設の管理運営に努めます。さらに、地域や関係団体との連携を深め、事業の充実に努めるとともに、各種文化財では、市民が文化財に親しむことができる事業の開催や文化財を教材とした学校園での活用の取組を推進するほか、町民史等の作成補助など地域の活動を支援します。

無形民俗文化財では、国指定重要無形民俗文化財「近江のケンケト祭り長刀振り」が風流踊としてユネスコの無形文化遺産候補に選定されています。今後、政府間委員会で審議される予定で、登録決定となれば、今後の保存活用につながるものと期待されます。しかしながら、県の選択、市指定の無形民俗文化財も含め、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続で祭礼等の規模縮小や中止が続いていることから、これら文化財の保存継承がさらに大きな課題となっており、今後も保存団体との連携を深め、後継者養成や材料調達等への支援を行うなど、次世代への保存継承を支援し

ます。

国の史跡である下之郷遺跡や伊勢遺跡では、守山にふるさと感じ、郷土を誇りに思える歴史・文化の豊かなまちづくりのために、さらに、市内外から多くの人に訪れていただけるよう、史跡整備や啓発事業を進め、守山の弥生遺跡群の魅力について情報発信を行います。特に伊勢遺跡では、遺構展示施設等主要施設の建築工事や外構設計に着手し、令和5年度中の一部供用開始を目標に史跡整備を進めます。

また、下之郷遺跡では、令和3年度に仮整備を行った史跡公有地の活用を図るとともに、地域や活用団体と連携により、各種講座や体験教室等、史跡公園事業の充実に努めます。さらに史跡指定20年を迎えたことからその記念誌を作成し、史跡の価値や重要性についての情報発信を行います。

遺跡発掘調査事業については、発掘調査の迅速化に努めるとともに、適宜情報発信を行うなど、その調査成果を広く市民に公開します。

埋蔵文化財センターでは、施設の適正な維持管理に努めるとともに、関係機関と連携を図り、秋季特別展や歴史入門講座、講演会、夏休み考古学教室など普及啓発事業の充実に努めます。

(10) 人権教育・啓発について

人権教育においては、幼児、児童および生徒が同和問題をはじめとするさまざまな人権問題（女性、子ども、障害者、高齢者、外国人等への偏見や差別、新型コロナウイルス感染者等への差別および性的指向、性自認に関する偏見や差別ならびにインターネット上の人権侵害）について正しい理解と認識を培い、問題解決にむけ主体的に考え、行動できる実践力が向上できるように努めます。そのために、学校・園では、子どもの実態や発達段階に即した人権教育・保育推進計画を作成し、子どもの自尊感情を育み、人権意識を高めるための教育活動・保育を充実させます。そして、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校および地域、家庭との連携を密にした取組を進めます。その上でより一層、教職員研修を充実させることで、教職員の人権意識の高揚をめざすとともに、子どもたちに正しい知識を伝えていきます。

また、平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されたことに伴い、教育関係者をはじめとする各種団体および市民に周知徹底するとともに、教育・啓発の推進など、法に明記されている部落差別解消に向けた取組を前進させます。

さらに、社会教育を含め、これまでの人権・同和教育が積み上げてきた成果と課題を踏まえながら、各種研修会の充実に図り、インターネット上の人権侵害や新型コロナウイルス感染症感染者等への差別や偏見、性的指向・性自認などの新たな人権問題やいじめ問題の解決に向けた取組を進めます。